

生活環境だより

令和8年9月25日 発行

発行

高遠町衛生自治会
伊那市役所 高遠町総合支所
市民福祉課 市民生活係
電話 94-2554
E-mail t-sif@inacity.jp

回 覧

野焼きは原則『禁止』されています！

「近所でごみを燃やして、煙や臭いが出て大変迷惑している。」といった苦情が寄せられています。

野焼きは、法律で禁止されています。「ドラム缶」や「ブロック積の焼却炉」を使った焼却、「穴を掘っての焼却」も同様に禁止されています。

落ち葉や剪定枝、土手草（枯草）などを燃やすことは例外的に認められていますが、その煙や臭いが周囲に迷惑かける可能性があります。

焚火や土手焼きをするときは、以下のことについて注意してください。

1. 例外的に認められている落ち葉や枯れ枝は、十分乾燥させて、なるべく煙の出ないように小分けして燃やしましょう。
2. 焚火をするときは、周囲に洗濯物などが無いことを確認するとともに、風向きや強さを確認してから行いましょう。
3. 野焼きのついでに家庭ごみを燃やすことはできません。
4. 住宅密集地近くでの野焼きは控えましょう。

※ 野焼きは、不法投棄と同じように法律に触れる行為で、重い罰則があります。5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方。

やむを得ず焼却をするときは、周辺の地域の環境保全に十分な配慮をお願いします。

（裏面もご覧ください）

10月～11月中旬は不法投棄監視強化月間です！

不法投棄は、山林の道路脇などの^{ひとけ}人気の少ない場所で行われ、景観を損ねるのはもちろんのこと、水質や土壌の汚染などの影響も心配されます。また、空き缶などの小さなごみでも、ポイ捨てすれば不法投棄となります！

★不法投棄は重罪です！

5年以下の拘禁刑、もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が科されます。

ごみ処理の有料化に伴い、悪質な不法投棄が後を絶たないのが現状です。市民の皆さんも、不法投棄は「しない」「させない」をモットーに、地域一丸となって取組みましょう。

○もし不法投棄を見かけたら

不法投棄をしている現場を発見したときは、すぐ110番通報してください。投棄している「場所」、「時間」、「車のナンバー」などを控えていただくと、投棄した者の特定がしやすくなりますので、ご協力をお願いします。

また、不法投棄した者が特定できそうな証拠品を見つけた場合は、伊那警察署高遠交番（TEL94-2535）、または高遠町総合支所市民福祉課市民生活係（Tel 94-2554）へ連絡してください。

